

農業者の皆さん「労災保険」の特別加入制度をご存知ですか？

労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して保険給付を行う制度ですが、強制加入義務のない農業者の方も、一定の要件のもとに特別加入という形で任意加入できます。このような方が特別加入制度の対象になります。

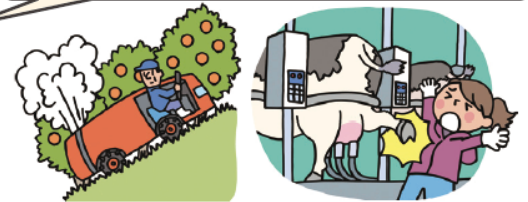


(1) 特定農作業従事者

年間の農業生産物の総販売額が300万円以上または、経営耕地面積が2[㌶]以上の規模を有している方で、次に示す農作業に従事している方。

- ①トラクター等の動力により駆動する機械を使用する作業
- ②2[㌶]以上の高所での作業
- ③サイロ、むろなどの酸欠危険場所での作業
- ④農薬散布
- ⑤牛、馬、豚に接触し、または接触する恐れのある作業

一定の経営規模以上の方が加入できます



(2) 指定農業機械作業従事者

自営農業者（兼業農家を含む）の方で、次に指定された機械を使用し農作業を行う方。

- ①動力耕うん機その他の農業用トラクター
- ②動力溝堀機
- ③自走式田植機
- ④自走式防除用機械
- ⑤自走式動力刈取機、自走式収穫用機械
- ⑥トラック、自走式運搬用機械
- ⑦動力脱穀機や動力草刈機などの定置式または携帯式機械
- ⑧無人航空機（農業用途）

経営規模にかかわらず加入できます！



(3) 中小事業主等

雇用のある農業経営者で年間100日以上労働者を使用することが見込まれる事業主および労働者以外でその事業に従事する方（事業主の家族従事者など）

加入には一定の要件があります！

※(1)、(2)、(3)は重複して加入することはできません。

給付種類の一例です。

療養補償給付（けがの治療）、休業補償給付のほか障害給付や遺族給付、葬祭給付などがあります。

※給付については、**加入範囲内で労災認定される必要**があります。農作業を行う全ての行為が対象となるわけではありません。（労災認定は一関労働基準監督署が行います）

年間保険料は下記の金額です。（R2.1月現在、給付基礎日額 5,000円の例）

加入区分	特定農作業	指定農業機械	中小事業主等
保険料額	16,425円	5,475円	23,725円

※事務手数料別途

お問い合わせ JA各営農経済センターまたは、JA営農振興課

営農情報

生産資材
ひろば

生産資材の価格

生産資材の原料は海外からの輸入に頼っています。その為、外国為替、原油価格、海上運賃の影響を受けます。現在の価格動向は下の表のようになっています。

	動 向	影 響
為 替	円安にシフト	輸入製品の値上がり
原油価格	価格の上昇	ポリ、ビニール、肥料などの農業資材の価格に影響
海上運賃	船舶の排出ガス規制で、重油の利用規制	運賃の値上がり

【令和2年1月現在の市況】

①飼料

1トﾝ当たり 700 円値上げ（令和元年12月対比）

②肥料

高度化成で 2.5%値下げ（令和元年10月対比）

③農薬

品目により値上がり、値下がりもあるがほぼ横ばい

④保温包装

ポリ、ビニール、段ボール箱等の価格は上昇傾向

資材店舗休業のお知らせ

一関・花泉・千厩・大東の営農経済センターは2月29日（土）、棚卸のため休業させていただきます。ご不便をおかけしますが、何とぞご理解とご協力をお願いいたします。